

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、農業水利施設の効率的かつ効果的な保全管理等を推進する観点から、同施設の管理の状況、新たな保全管理の取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 行政評価・監視対象機関

農林水産省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県(19)、市町村(42)、土地改良区(44)、都道府県土地改良事業団体連合会(20)

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

行政評価事務所 13事務所(秋田、山形、千葉、山梨、長野、石川、三重、京都、島根、岡山、熊本、大分、宮崎)

### 4 実施時期

平成24年8月～25年9月